

世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)への 区民意見と区の方考え方

1 意見募集期間

令和6年9月15日(日)から10月15日(火)まで

2 意見提出人数

(1)パブリックコメント 16人 (ホームページ14人、郵送2人)

(2)子ども・若者の声ポスト 13人

3 意見数 49件

(1)パブリックコメント 32件

項目		件数
第1章 計画の策定にあたって		1件
第3章 基本方針		1件
第5章	大項目1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	3件
	大項目2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援	12件
	大項目3 若者が力を発揮できる環境づくり	1件
	大項目4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	1件
	大項目5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	3件
	大項目6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	4件
	大項目7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	2件
第6章 子ども・子育て支援事業計画		1件
その他		3件
合計		32件

(2)子ども・若者の声ポスト 16件

項目		件数
目標		4件
政策の柱		12件
合計		16件

4 主な意見の概要

(1)パブリックコメント

番号	主な意見の概要	区の方考え方
第1章 計画の策定にあたって		

1	【第2章(2)計画の位置づけ】に、「世田谷区子ども条例の推進計画として策定する」とあるものの、その内容は「世田谷区子ども権利条例」を基にしたものになっている。成立していない「世田谷区子どもの権利条例(素案)」ありきの総合計画は順序として無理がある。世田谷区子ども条例の改変の内容が決まってから素案を出すべきである。	子ども計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定しています。現在の「子ども計画(第2期)後期計画」は令和6年度で終了することから、令和7年度からの計画を策定する必要があります。「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例」による新たな取組みについても、本計画に盛り込んでおりますが、最終的には、一部を改正する条例の可決をもって、令和7年3月に策定する予定です。
第3章 基本方針		
2	「計画の目標」について、「みんなが自分らしく笑顔でチャレンジできるまち」とは、どうやって実現するのか。 「子どもは弱いから守られるべき」という誤解を生みかねない表記は避けるべきである。 「明日からもよい日」という言葉について、「よい日」を具体的な表現にすると伝わりやすので、子どもの想いをうけての表現にしてほしい。	計画の目標である子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することで、「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」を実現してまいります。また、子どもは、生まれながらにして権利の主体であることを計画の記載してまいります。その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることを「よい日」と表現しています。
第5章 大項目1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援		
3	早急な待機児童への対策を取り、現状を改善していただきたい。	令和7年4月入園に向けた保育待機児童対策として、既存の保育園の定員の拡充に加え、私立認可保育所分園の新規整備に取り組んでいます。
4	育休中の人しか保育園に入れない。失業中だと3ヶ月以内に仕事を探す必要があり自由度なく保育園に応募できない。 保育園の希望枠が10位まであり、1～2位に当たる可能性が低い。	認可保育園は就労だけでなく求職や就学、介護など保育を必要とする要件があれば申込みができます。保育園に入園してから求職活動を行うことも可能ですので、入園後3か月以内に就労できれば引き続き在園できます。入園選考における利用基準指数は就労中より求職の方は低くなります。保育園の空き数よりも希望

		者が多い場合、世帯の合計指数がより高い方から順に内定していきますので、必ずしも上位の希望園へ入園できるとは限りません。そのため実際に通う可能性のある保育園をより多く選択していただけるよう、最大10園まで希望できるようにしております。希望順位が低い保育施設に入園した場合でも保護者に安心していただけるよう、区内保育施設全体の保育の質の向上に取り組んでいきます。
5	弁当必須の幼稚園が多く、給食の採用、費用負担を区でしてほしい。 幼稚園はバス送迎が無く自転車通勤圏しか選べない。	私立幼稚園は、給食の実施やバスの送迎について、各園の運営方針に基づいて行っております。区では、給食実施園の副食費(おかず、おやつ等)に対する補助を低所得者世帯に対して行っています。 区立幼稚園では、現在、家庭より弁当を持参していただき、食べることの喜び、楽しさ、食べ物への興味、関心を持つなど食育を推進しております。給食の提供につきましては、幼稚園内に調理場を確保することが難しい状況にありますが、保護者の負担軽減を図るために給食の提供方法及び費用について検討してまいります。また、登園方法についてですが、徒歩通園には、親子で話しながら、身近な自然に触れることができることや体力増進に役に立つなどの利点もあることから、区立幼稚園では、保護者の方に、徒歩での送り迎えを推奨しております。
第5章 大項目2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援		
6	未就学児・小中高校生自身の意見・要望を集約できないと観念的なものになる。切実な悩み・要望・ニーズは会合などで話せるものではないので、訪問して聞くのが適切である。	計画素案を策定する上で、アンケート調査のほかに、学校や保育園、児童養護施設等を訪問し、子どもにヒアリングを実施しました。引き続き、年齢や発達に応じた多様な方法や機会を設け、子どもたちが安心して意見表明できる取組みを推進

		していきます。
7	子供達の憩いの場所を作るためにも、閉鎖空間である 特養などを開放、(一階などのレストラン広場などセキュリティを考慮しつつ)介護にも関心持つかも？	子どもや若者、子育て支援の施設については、多世代交流も含めた地域や人とのつながりの回復に資する等、包括的な視点をもって、施設整備を検討していきます。
8	子どもが安心して遊べる公園が少ない。裸で日焼けをする男性、不審者が砂場の目の前のベンチで座って子供を観察する光景、不審者が公園のベンチでお酒を飲む光景が日常です。子どもしか入ってはいけないエリアや時間帯を設けて安全な公共の施設を目指してほしい。	公園は、自由利用を原則とした様々な世代による、多様な利用がある施設であることをご理解くださいますようお願いいたします。その上で、安全・安心に公園を利用いただくためにも、世田谷区24時間安全安心パトロールや、職員の巡回点検ほか、警察や庁内外の関連組織との連携による防犯対策に取り組んでまいります。引き続き、公園に関わる方々の理解と協力の基に、誰もが楽しく、安心して公園を利用できるよう、努めてまいります。
9	より多くの児童館を設立し、誰もが徒歩5分圏内にベビーと行ける施設を作してほしい。 駅前だけで無く、たくさんの場所に一時預かり施設を設置してほしい。	区では、児童館を区内の28地区全てに設置する計画を策定しており、現在未整備となっている8地区において、今後整備を進めていきます。また、乳幼児の一時預かりについては、5地域の総合支所単位にある子育てステーションだけでなく、より身近な地域においても、理由を問わず利用できる「ほっとステイ」事業を推進してまいります。
10	公園に真夏に行くことができないので、オムツの付いている3歳以下も入れるプールの設置や、日陰コーナーを設けてほしい。	大蔵第二運動場屋外プールの幼児用プールでは、プール用おむつの上に水着を着用しご利用いただけます。また試行として、総合運動場温水プールでは、屋外幼児用プールは令和 6 年 7 月 13 日～8 月 31 日の土日祝、屋内幼児用プールは熱中症警戒アラート発表時にプール用おむつでの利用を可としました。日陰コーナーについても検討してまいります。
11	条例の第 15 条に「前略)会議以外で	参加・意見表明にあたっては、年齢や

	も意見表明の場を確保し」とあるので、子ども・若者ポストを常時開設してはどうか。	発達に応じた多様な方法や機会を設ける必要があると認識しております。子ども・若者の声ポストについて、現在は、テーマを設定し、解説資料とともに、意見を募集しているところです。引き続き、子どもたちが安心して意見表明できる取組みの充実に向け、声ポストの常時開設の手法についても、検討してまいります。
12	条例の第 15 条「区はさまざまな工夫のもとで意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、」とあるが、どのようにして実現できるのか。計画の P82(世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像)の中に、青少年会議や児童館での意見表明についてあるが、このような場に参加しない子どもが多数である。計画の中に具体案がほしい。	計画案の中で、第5章「2子どもの参加・参画と成長・活動の支援」の「(1)子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実」に具体的な取組みを記載いたしました。
13	計画の P82(世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像)の中に「学校生活での意見表明・自治的活動」があるが、どのように実現されるのか。具体的なプランが知りたい。	学校でのきまりなどを子どもたち自身が考える機会を保障するとともに、子ども自身が表明した意見や考えを反映させていきます。また、子どもの意見を表明する機会の確保に向け、生徒会サミットの取組みの充実を図ります。
14	条例の第 15 条 3「(前略)乳幼児などの意見表明の手段が限定される子どもの想いを受け止め、子どもの意見を尊重するように努めます。」は進めてほしい。保育園や幼稚園に独立アドボカシーを派遣してほしい。	現在、「世田谷区保育の質ガイドライン」の改訂作業を進めております。今回の改訂では、「子どもを中心とした保育」に加え、「子ども自身を権利の主体とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、条例の第4条と同様に、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、子ども自身が権利の主体であることを明確にする予定です。 改訂にあたり、子どもの意見を聴く機会を設けています。

		また、令和6年3月に策定した「教育振興基本計画」においても、「子どもを主体とした教育への転換」を掲げ、子どもの意見が反映される子どもを主体とした教育について、5年間の計画期間内で、子どもの学びや成長に関わるすべての関係者と共通理解を深めることに重点的に取り組むとしています。 子どもの意見を聴くということは、単に言葉を聞くだけでなく、大人が子どもに対し、心を寄せて、子どもが表現している言葉やしぐさ、瞳などからその子自身の思いや願いをどのように分かろうとするかということが重要であり、その手法について、検討を重ねているところです。引き続き乳幼児の意見表明の受け止めの手法等を検討してまいります。
15	条例の第21条「区は子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。区は子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。」について、子どもの権利を言葉だけではなく、自分ごととして理解できるようなワークショップを全学年で行ってほしい。子どもと教員が同時に学び合えるような内容にするとよい。また、「大人が子どもに教える」だけではなく、「学校で学んできた子どもが、家庭で保護者に教える」ことも想定してはどうだろうか。	子ども自身が、子どもの権利を大切に身近なものであると理解できるようになることは重要です。現在、教育委員会と連携して、子どもの権利の学習教材の作成を進めているところですが、教員や保護者の学びに繋がる視点を盛り込めるか、今後検討してまいります。
16	条例の第24条「区はこの条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。」について、パンフレットを配っただけでは理	保護者を含めた乳幼児教育・保育施設向けの子どもの権利意識啓発プロジェクトや、子どもの権利の日の制定による子どもの権利に関する普及啓発と気運醸成

	解できない内容なので、実際の生活の場面で条例のことを思い出してもらえるようになるとうい。	等により、日常的な場面において、子どもの権利がしっかりと根付いていくよう取り組みでまいります。
17	条例の第 25 条、権利擁護委員について、また、計画の P83 子どもの権利学習・意識の醸成・権利擁護の取り組みの推進について、「せたほっと」は認知されているが、相談までのハードルが高い。権利擁護委員が児童館やプレーパークなどに出張相談する日を設けてはどうか。	相談の手段として、電話、メール、相談はがき、面談などがありますが、心理的、距離的なハードルが高いと感じる方もいらっしゃると思います。より相談しやすい環境を整備するため、擁護委員または相談・調査専門員が定期的に出張相談を実施することができないか、調査検討してまいります。
第5章 大項目3 若者が力を発揮できる環境づくり		
18	活動家の意見は聞かずに医学的に正しい LGBT 支援を行ってほしい。	区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において、性の多様性への理解促進とこれに起因する支障を取り除くための支援を行うことを明示しています。引き続き、様々な区民の方々と意見交換を行わせていただき、適正な支援に取り組んでまいります。
第5章 大項目4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援		
19	妊婦健診費用は全額公費負担にすべきである。	妊婦健康診査は、厚生労働省より理想的な妊娠中の健康診査の回数が見され、東京都下の区市町村においては、東京都と東京都医師会間が契約を締結し実施しております。公費負担対象の検査項目として定められ、該当する検査に対して助成をしています。また、各回の費用の助成上限金額は、当該契約で一律に定められております。
第5章 大項目5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート		
20	世田谷区は発達障害児に関わる支援が足りない。 児童発達支援、放課後等デイサービスなどへの補助金を増やして、困っている母子を支援してほしい。	区では、令和5年度に「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」を策定し、今後の施設整備のあり方を整理したところです。引き続き、民間事業者による施設整備や運営に対する必要な支援

		の取り組み、発達障害をお持ちのお子さんやご家庭の支援につなげてまいります。
21	ヤングケアラーへの支援や、ヤングケアラーをそもそも発生させない取り組みを行ってほしい。	ヤングケアラーが早期に必要な支援につながるよう、周囲の大人の気づきの感度を上げる普及啓発の取り組みやヤングケアラーコーディネーター業務など、支援基盤の強化を図っています。ヤングケアラーの背景には、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉などの複合的な課題があることから、各分野の支援者がヤングケアラー支援の視点を持ち、横断的連携を図りながら、ヤングケアラーの子ども・若者の将来を見据えた支援に取り組んでまいります。
22	困難な問題を抱える女性への支援は民間団体との連携に問題がおきないようにしてほしい。併せて困難な問題を抱える男性への支援も同等に行うべきである。	民間団体との連携については、区の現状と対象者が直面する様々な状況を踏まえ、区として必要な支援を明らかにし、あらかじめ特定の団体への偏重はせず、多様な視点を取り入れるために、様々な団体等への視察や聞き取り調査を行ってまいります。 また、区立男女共同参画センターらぶらすでは、現在、悩みを抱える男性のための相談窓口として、男性電話相談の実施に加え、男性の生きづらさに焦点をあてた講座の実施等行っているところですが、引き続き、区民ニーズに則した、男性への支援について検討してまいります。
第5章 大項目6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援		
23	小学校でのタブレット利用について、オンラインから犯罪に巻き込まれる危険性等の指導強化、性的暴力的コンテンツが表示されない設定が必要である。	学習用タブレット型端末につきましては、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定しております。 適切な活用や、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICT

		リテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいります。
24	条例の第 11 条「学校 子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、(中略)区や区民団体と連携・協力する責務があります」と第 16 条「学校 子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は連携を強化することで(以下略)」について、学校との連携のあり方が計画の中で具体的に示されるとよい。 計画 P87「子どもの権利の拠点作りに向けたネットワーク図」においても「学校」は小さく扱われているが、実際には子どもが最も長く時間を過ごし、大きな影響を受けるのは家庭と学校である。	計画案の中で、第5章「6保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援」の「(1)保健福祉分野と教育分野の連携強化」に具体的な取組みを記載いたしました。
25	「子どもの権利に関するシンポジウム」のプロジェクトメンバーや声を聞いた「子どもたち」の中に、障害のある子どもは実質含まれていない。 世田谷区では障害のある特別支援学級相当の実に 3 分の 2 の子どもたちが、行政側の基礎的な環境整備の遅れによって、住所地で定められた通学区域の指定校に通うことができず、望まない越境通学を余儀なくされている。 特別支援学級の全校設置をいち早く実施し、障害のある子どもたちだけでなく、必要となったらすべての子どもたちが利用できる特別支援教育を充実させてほしい。世田谷区から子どもの権利とウェルビーイングの保障されたインクルーシブ社会を実現してほしい。	現在区では、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画(令和7年度～令和9年度)の策定に向け準備を進めております。 特別支援学級へのニーズは年々高まっており、将来的な需要や地域偏在の状況などを分析したうえで、一定の期間と経費を必要とする特別支援学級等の施設整備を計画的に行うことを目的としています。 今後も、個に応じた学習環境の向上、施設環境の整備や教員の専門性の向上などに取り組み、全ての子どもたちが生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、等しく認められ、尊重される、インクルーシブ教育を推進してまいります。
26	若者総合計画に次の項目内容を取り入れてほしい。 意見は、探究学習と、他者との対話に	小中学校の教育内容については、別途世田谷区教育振興基本計画にて定めております。小中学校の全ての教科で推進

	よって育まれることから、他者と対話する方法を学び、意見を聞き合い深めていく環境を整備する。 同調圧力、横並びを良しとする学校文化の改善に取り組む。 教科「にほんご」を終了し、新たに「対話と協働(仮)」の教科枠を設置して、他者と対話する方法を学び、意見を聞き合い深めていく学習機会をつくる。	している「せたがや探究的な学び」では、子どもたちが探究的に学ぶ過程で、一人一人が考えや意見を表明し、協働的に学ぶことを重視しております。 ご意見を参考に、探究的な学びや協働的な学びの充実に取り組んでまいります。
第5章 大項目7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり		
27	保育園や学童保育、給食調理に従事する人の賃金を高水準にして人を確保してほしい。	区は、保育施設における人材確保と定着の支援を図るため、保育士等を対象とした月額1万円の処遇改善助成金のほか、宿舍借り上げ支援事業等を実施しています。また、保育施設が国の配置基準を超えて配置する保育士、保育補助者、看護師、調理員等の人件費について、運営費に上乗せして補助を実施しています。賃金水準については、運営法人が自ら定めるものですが、区は、職員の処遇改善・定着を図る取り組みを行っている事業者に対する支援を継続していきます。 新 BOP(学童クラブ・BOP)に勤務している指導員(会計年度任用職員)の賃金については、賃金一般の動向を踏まえながら、区全体で随時改定をしております。人材の確保につきましては、従来の区のホームページへの掲載、ハローワークや大学等の教育機関、図書館、近隣の駅等での募集告知、新 BOP 連絡協議会等での関係者への周知等に加え、ウェブによる求人サイトを活用した公募回数を例年より大幅に増やすなど、取組みを強化しております。引き続き、着実な人材確保に努めてまいります。

28	計画の「7. 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり」の「(3)地域の子育て力への支援」の「ともに支えあう取組みや自主的な支援活動の推進とネットワーク形成の支援」としては、認可保育園など保育施設を利用する保護者を対象とする取組を行ってほしい。 具体的方策としては、父母会・保護者会がない保育施設を対象に、保護者が園の運営に参加したり意見を表明したりすることを支援する取組を行ってほしい。 区の「子ども・子育てつなぐプロジェクト」の交流会はいつも平日の日中である。保育施設を利用する保護者が当事者として地域で活動することを促していくには、学習会やワークショップなどを平日の夜や土日などに行ってみるのはいかがでしょうか。	区では、世田谷保育親の会との懇談会の場などを活用し、公私立問わず、保育園を利用する保護者との意見交換を行っています。また、保育運営事業者に対しては、第三者評価機関が利用者アンケート等を通じて専門的・客観的立場から保育所の評価を行う福祉サービス第三者評価の実施に係る費用の一部を助成し、保護者の意見を園運営に生かす取組みを支援しています。 「子ども・子育てつなぐプロジェクト」の交流会について、今年度は全て平日の日中の開催となっておりますが、以前に平日夜間開催の試みもしておりますので、今後も参加団体等の出席しやすい曜日や時間等を伺いながら、様々な方や団体にご参加いただけるよう工夫してまいります。
第6章 子ども・子育て支援事業計画		
29	「子ども・子育て支援事業計画」の「病児・病後児保育事業」について、需要量は横ばいで推移しているという見込みだが、「本当は使いたい」と思っている保護者は、需要量見込みよりも多いと思う。保護者がもっと利用しやすいように制度の運用を見直してほしい。	病児・病後児保育は、現在区内11施設、定員数84人にて実施しています。新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度に利用人数は大幅に減少し、その後、利用人数は回復傾向ですが、定員に対する稼働率は高くない状況となっております。そのため、より多くの方が利用いただけるよう病児・病後児保育施設の稼働率を向上させることが必要と考えております。病気の流行状況や安全・安心な保育のための体制確保などの課題がありますが、いただいたご意見や現場の意見等を踏まえながら稼働率の向上等の対策を検討してまいります。
その他		
30	小児科と一時預かりや児童館をセツ	区では、これまで総合支所単位の5地域

	トにした複合施設を作り、子どもの相談が全て完結できるようにしてほしい。	に「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の4つのサービスを集中させた多機能型の「子育てステーション」を整備してまいりました。また、計画に基づき、より身近な地域にも、親子でゆっくり過ごしたり、遊んだり、育児相談できたり、親同士でお互いの子育て情報の交換をしたりできる「おでかけひろば」の整備も進めております。一方、一時預かりを行う「ほっとステイ」については、「おでかけひろば」内に設置運営されているところもあり、多くの方々にご利用いただいております。児童館も含めた「おでかけひろば」等は、来年度から児童福祉法に基づく地域子育て相談機関としても位置付けられますが、今後も地域の子育て支援の多様なニーズに応えていけるよう努めてまいります。
31	老人福祉予算を削って子どもや若者への予算を増やしてほしい。	限られた予算を全体の事業の中でどのように配分していくかが重要であると認識しております。子ども・若者施策に関しては、年少人口の減少にあわせて、単に支援や施設を縮小する方策を採らずに、妊娠期から若者期まで、切れ目なく施策を充実することを基本に、総合的な視点で実施してまいります。
32	「子ども」と「若者」の対象が分からない。定義を設けたらどうか。	ご意見を踏まえて、計画に記載を追加いたしました。

(2)子ども・若者の声ポスト

番号	主な意見の概要	区の考え方
目標		
1	「計画の目標」について、追加して、正しいことと間違ってることを教えてもらい幸せに生きていけるようにしてほしい。	「計画を貫く4つの原則」の一つに、「子ども・若者の意見表明と参加・参画」を定めています。年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声を聴き、対話をしながら、ともに幸せに生

		きることをめざしていきます。
2	「計画の目標」について、特になし。	-
3	「計画の目標」について、その思いを親に言えればいいのではないか。	「子ども・若者総合計画(第 3 期)の目標」について、保護者や日常的に子どもに関わる大人にも、伝わるよう、条例とともに、普及・啓発に取り組んでまいります。
4	「計画の目標」について、いいことが書いてあるが、いつもいる学校や習い事などの場所で大人が子どもたちの気持ちを聞いてくれるのか怪しい。特に学校。先生たちにしっかりと伝えてほしい。本当に変わったと感ずることができないと、この言葉を信じていることができない。できれば信じたい。 子どもがいない高齢の人たちは、自分には関係ないと思っているから、子どもたちが遊んでいるとすぐにうるさいと言う。関係ないと思っている人たちと一緒にやっていくことができるのか。	「計画の目標」を実現するために、日常的に子どもに関わる大人たちに、伝わるよう、取り組んでいきます。また、子どもや若者の育ちと成長を、地域社会全体とともに支えあっていけるよう、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指します。
政策の柱 (※質問文「7 つの政策の柱」について、特にどんな取り組みをがんばってほしいと思いますか。)		
5	計画の「7 つの政策の柱」について、住宅街の夜道を明るくしてほしい。 塾や学校から帰宅する際、夜道に街灯が少なく、犯罪に巻き込まれるリスクが高まる。これは、政策の柱「7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備」に関連している。 解決案として、①街灯を増やす、②夜間パトロールを増やす、③電信柱などに反射板をとりつけるが考えられる。	街路灯の LED 化および設置については、計画に基づき整備しています。しかしながら、安全に関するご心配の連絡をいただいた箇所については、現地で明るさ等の状況調査を実施し、必要な場合は対応をいたします。 区では青色回転灯を装備した車両が24時間365日区内を巡回しています。不審者情報等も警察と情報共有を図っており、区や警察の指示により危険箇所を重点的に巡回する場合があります。今後も警察等の関係機関と連携して区民の安全安心を守ることができるよう努めてまい

		ります。
6	計画の「7 つの政策の柱」について、地域での交流が少なく、友達同士で勉強を教え合う場所が限られている。政策の柱「4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的・継続的に活躍できる環境をつくります」に関連している。また、「せたがやっ子権利カタログ」の第 6 条(2)項にも関連している。自分たちがやりたいことを実現するための場所や施設が必要だと感じている。 解決策として、①図書館の外に交流できるスペースを作る。他学年や他校の学生とも交流できるようになり、地域での繋がりが広がるという効果が想定される。②何かを買わなくても利用できるフリースペースを設ける。地域の人々や同世代の学生たちとの交流がより活発になり、コミュニティの絆が強まる効果が想定される。	区では区内3か所に若者が主体的に活動できる場所や若者が地域とつながり世代を超えた交流を推進する拠点として、青少年交流センターを設置しております。青少年交流センターでは、学習スペースやフリースペース等、様々な機能を備え、若者のやりたいことが実現できるよう施設の運営に取り組んでいます。 今後も、ご意見いただいた内容や若者のニーズを踏まえ、若者が地域で主体的・継続的に活躍できる環境づくりを推進してまいります。
7	計画の「7 つの政策の柱」について、近年、地震や台風、大雨などの自然災害が増え、特に多摩川および多摩川の支流の氾濫によって周辺地域が沈没、浸水する危険性が高まっている。この問題は、「7 つの政策の柱」のうち「7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります」に関連している。また、「せたがやっ子権利カタログ」の第 7 条(1, 2, 4)項に該当し、住民の健康や安全が守られていない現状に対して、対策が求められている。 解決策として、①避難所を増設する。自然災害が発生した際、被災者が安心	区の災害対策については、別途世田谷区地域防災計画にて定めております。地域の水害リスクや水害時避難所については、世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ等を活用し引き続き周知・啓発を図ってまいります。

	して避難できる場所を確保できるため、安全性が向上し、安心して暮らせる環境が整う。②堤防を建設する。堤防によって川の氾濫を防ぐことで、浸水被害が減少し、住民がより安全に暮らせる環境が整う。	
8	計画の「7 つの政策の柱」について、ごみの分別がされておらず、外に出したごみがカラスなどの鳥に漁られ、道に散乱したり悪臭を発生させたりすることが問題となっている。この問題は、「7 つの政策の柱」のうち「3 快適で安全な生活環境を守ります」に関連している。また、「せたがやっ子権利カタログ」の第7条(4)項に該当し、悪臭やごみの散乱が健康や環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、この解決策が権利を守っている。 解決策として、①ごみを入れるための箱を設置する。鳥が生ごみを漁る確率が低くなり、ごみの散乱や悪臭の問題が減少し、地域住民が快適に生活できる環境が整う。費用を抑えるため、三世帯に一つの箱を設置することを想定している。②生ごみの収集時間をより厳しく制限する。費用をかけずに、効果的にごみ問題を解決することができ、住民が快適に生活できるようになる。	ご提案の内容につきましては、設置する場所の確保や収集体制の構築など課題もあり実現が難しい点もございますが、子どもを含め地域住民の皆さんが安心して暮らせるよう、ごみ集積所の適切な維持・管理に向けた周知や指導、生ごみ削減に向けたごみ減量施策などに取り組んでまいります。
9	計画の「7 つの政策の柱」について、駅近くの商店街の間にある道路が狭く、以前、バスと接触しそうになった経験がある。また、子どもが車と接触しそうになり、非常に危険な状況だった。これが改善されることを望む。この問題は、「7 つの政策の柱」のうち「7 子ども の命と権利を守るセーフティネットの整	防護柵の設置は、歩行者の安全確保において、とても有効な手段の一つです。現在区では、未就学児や小学生の通行が多い通学路等において、交通管理者(警察)や学校、PTA などそれぞれの関係機関と合同点検を行い、その結果を受けて、対策が必要な箇所について交通安全対策を実施しております。引き続き、歩行

	備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくれます」に関連している。また、「せたがやっ子権利カタログ」の第7条(1)項にも関連している。子どもの命がバスとの接触で危険にさらされることはあってはならない。 解決策としては、①柵を設置し、歩行者が通る道と車道を区別する。柵が設置されることで、歩行者の安全性が高まり、バスや車の運行もスムーズに行えるようになり、交通の流れが改善される。	者の安全確保に必要な対策について、交通管理者や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。
10	計画「7つの政策の柱」について、乳幼児期からの支援。	ご意見を踏まえて、取り組んでまいります。
11	「7つの政策の柱」について、「5 障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる環境をつくれます」はよいが、障害や特性の有無と書き直したほうが適切かと思う。	ご意見を踏まえて、計画に記載を追加いたしました。
12	「7つの政策の柱」について、3番をがんばってほしい。	ご意見を踏まえて、取り組んでまいります。
13	「7つの政策の柱」について、6 番の政策をがんばってほしい。	ご意見を踏まえて、取り組んでまいります。
14	「7つの政策の柱」について、大事にしていることが伝わった。	ご意見を踏まえて、取り組んでまいります。
15	「7つの政策の柱」について、3番。	ご意見を踏まえて、取り組んでまいります。
16	「7つの政策の柱」について、DVを受けてる子を助けるのが一番だと思う。今までもがんばっていないのか。	区では、これまでも地域と力を合わせ、児童虐待防止に取り組んでいましたが、令和2年度に特別区初の児童相談所を開設し、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱とした予防型の児童相談行政の取り組みを推進しています。今後も引き続き、子どもの命と権利を守るため、児童虐待防止に取り組んでまいります。